大阪府特別職報酬等審議会

第一回　会議資料

日時：平成27年6月19日

場所：大阪府庁本館５階　特別会議室（大）

目次

[１．特別職の報酬等について 1](#_Toc422319887)

[（１）特別職の報酬等及び特別職報酬等審議会について 1](#_Toc422319888)

[（２）特別職の報酬等の改定経過 3](#_Toc422319889)

[（３）特別職の報酬等の支給額 4](#_Toc422319890)

[２．知事、副知事の給料 5](#_Toc422319891)

[（１）主要府県の知事の給料等の比較 5](#_Toc422319892)

[（２）主要府県の副知事の給料等の比較 6](#_Toc422319893)

[３．知事、副知事の退職手当 7](#_Toc422319894)

[（１）主要府県の知事の退職手当の支給額 7](#_Toc422319895)

[（２）主要府県の知事の年収額（退職手当１年分勘案） 8](#_Toc422319896)

[（３）主要府県の副知事の退職手当の支給額 9](#_Toc422319897)

[４．行政委員の報酬 10](#_Toc422319898)

[（１）大阪府の行政委員会 10](#_Toc422319899)

[（２）各行政委員（会）の主な業務内容 11](#_Toc422319900)

[（３）行政委員の報酬について 15](#_Toc422319901)

[（４）行政委員の報酬額一覧 16](#_Toc422319902)

[５．教育長の給与 17](#_Toc422319903)

[（１）主要府県の教育長の給料等の比較 17](#_Toc422319904)

[（２）主要府県の教育長の退職手当の比較 18](#_Toc422319905)

[６．その他資料 19](#_Toc422319906)

[（１）一般職の給与改定率等の推移 19](#_Toc422319907)

[（２）特別職、一般職の給与抑制措置状況 20](#_Toc422319908)

[（３）年平均消費者物価指数（平成23年からの変動） 21](#_Toc422319909)

[７．関係例規 22](#_Toc422319910)

[○大阪府附属機関条例（抜粋） 22](#_Toc422319911)

[○大阪府特別職報酬等審議会規則 24](#_Toc422319912)

[○会議の公開に関する指針 26](#_Toc422319913)

[○傍聴要領 28](#_Toc422319914)

[○知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例 29](#_Toc422319915)

[○知事等の給料等の特例に関する条例 33](#_Toc422319916)

[○大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例 35](#_Toc422319917)

[８．前回参考資料 37](#_Toc422319918)

[（１）答申等の概要（平成23年8月29日） 37](#_Toc422319919)

[（２）意見具申等の概要（平成23年12月14日） 40](#_Toc422319920)

# １．特別職の報酬等について

## （１）特別職の報酬等及び特別職報酬等審議会について

【特別職の報酬等について(昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知)】（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

１　地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとすること。

２　都道府県知事は、都道府県議会議員の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとすること。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

３　審議会の委員は都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとすること。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

【特別職の職員の給与について(昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知)】（抄）

二　特別職報酬等審議会について

１　（略）

２　給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料及び報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとすること。

３　審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行うに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配意すること。

４　審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

５　答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう十分配意すること。

別記（資料項目）

１　近年における消費者物価上昇率

２　人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額

３　過去における特別職の職員の給与改定の状況

４　一般職の職員の給与改定の状況

５～７　（略・議員関係）

【特別職の報酬等について(昭和48年12月10日自治給第77号自治省行政局公務員部長通知)】（抄）

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

## （２）特別職の報酬等の改定経過



## （３）特別職の報酬等の支給額



# ２．知事、副知事の給料

## （１）主要府県の知事の給料等の比較



## （２）主要府県の副知事の給料等の比較



# ３．知事、副知事の退職手当

## （１）主要府県の知事の退職手当の支給額



## （２）主要府県の知事の年収額（退職手当１年分勘案）



## （３）主要府県の副知事の退職手当の支給額



# ４．行政委員の報酬

## （１）大阪府の行政委員会

大阪府では地方自治法に定めのある普通地方公共団体及び都道府県に置かなければならない執行機関として９つの行政委員会を設置しており、その職務権限等は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 職　務　権　限 | 根　拠　法　令 |
| 教育委員会 | ・学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分の取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し執行 | 自治法§180の8地教行法§2～15 |
| 人事委員会 | ・人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求 | 自治法§202の2-1地公法§7～12 |
| 監査委員 | ・普通地方公共団体及び財政的援助団体等の監査及び決算・財政健全化比率等の審査等を実施 | 自治法§195～202公営企業法§30健全化法§3、22 |
| 公安委員会 | ・都道府県警察の管理 | 自治法§180の9警察法§38～46の2 |
| 収用委員会 | ・土地の収用に関する裁決その他土地収用法に基づく事務を行う | 自治法§202の2-5土地収用法§51～66 |
| 選挙管理委員会 | ・当該地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理 | 自治法§181～194 |
| 労働委員会 | ・労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行 | 自治法§202の2-3労組法§19～27の26 |
| 海区漁業調整委員会 | ・漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う・設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理 | 自治法§202の2-5漁業法§82～102 |
| 内水面漁場管理委員会 | ・漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う・当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理 | 自治法§202の2-5漁業法§130～132 |

※自治法（地方自治法）、地公法（地方公務員法）、労組法（労働組合法）、

　地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）、公営企業法（地方公営企業法）、

　健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

## （２）各行政委員（会）の主な業務内容

地方自治法等で定める職務権限をもとに行っている具体的な業務内容は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 主　な　業　務　内　容 |
| 教育委員会 | ○教育委員会会議　・府教育行政の基本計画に関すること　・教職員人事の基本方針に関すること　・予算、条例案その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について、知事に意見を申し出ること　など○市町村教育委員会への指導助言○各種主要行事への出席　・全国都道府県教育委員会連合会、教職員表彰式　など |
| 人事委員会 | ○委員会の権限に属する事項に関する審議・決定（規則制定、採用・任用、給与勧告、条例案に対する意見等）○人事行政に関する調査、研究、企画、立案○職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分に関する不服申立ての審理・審査○全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会等会議への出席○職員団体との意見交換、職員採用セミナー等の開催・出席　など |
| 監査委員 | ○次の掲げる事項についての監査を行う　・大阪府の財務に関する事務の執行　・大阪府の経営に係る事業の管理　・大阪府の事務の執行　・大阪府が財政的援助を与えている団体・出資団体・公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行のうち当該財政的援助にかかるもの○知事、議会、府民（直接請求及び住民監査請求）からの請求により監査を行うこと○毎月例日を定めて、府の現金の出納について検査すること○大阪府の決算について審査を行い、その意見を知事に提出すること○大阪府の健全化判断比率等について審査を行い、その意見を知事に提出すること |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 主　な　業　務　内　容 |
| 公安委員会 | ○法律に基づく主な業務　①警察法に基づく主な業務　　・地方警察官（警視正以上の警察官）の任免に関する同意　　・地方警察職員の任免に関し意見を述べること　　・警察署協議会委員の委嘱　②警察法以外の法律等に基づく主な許認可、行政処分等の事務　　・道路交通法によるもの…交通規制、運転免許証交付、行政処分　　・古物営業法によるもの…古物営業許可、行政処分　　・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律によるもの　　　　風俗営業の許可、行政処分　　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律によるもの　　　　指定暴力団等の指定、暴力的要求行為に対する中止・再発防止命令等○その他の業務内容　①定例会議等への出席　②視察、督励　③警察関係行事への出席 |
| 収用委員会 | 　収用委員会は、公共の福祉と私有財産との調整を図るため、土地収用法に基づき、知事から独立して、起業者と土地所有者・関係人のいずれにもかたよらず、公正中立な立場で権限を行使する準司法的な委員会であり、主な業務内容は次のとおり。○裁決申請のあった案件について、裁決手続開始決定を行い、審理を開催し、現地調査を行うなどの手続きを踏まえ、裁決を行うこと。○和解や協議の確認を行うこと。○裁決後、裁決取消訴訟が提起された場合、その対応等について決定すること。○全国土地収用研究所及び近畿収用委員会連絡協議会への出席。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 主　な　業　務　内　容 |
| 選挙管理員会 | ○衆議院議員、参議院議員、府議会議員、府知事等の選挙及び投票の管理執行に関する事務　・選挙管理日程の決定、投・開票速報、選挙公報の発行、投票用紙・選挙運動証明物品等の作成、選挙長事務、選挙公営、違反文書図面の撤去命令、選挙表彰など○選挙に関する争訟事務　・府委員会が執行した選挙に関する異議の申出の決定及び訴訟への応訴　・市町村選挙に関する審理申立ての裁決及び訴訟への応訴など○選挙啓発に関する事務　・啓発資料の作成や府民、選挙関係者向け講演会の開催など○政治資金規正法に基づく事務　・政治団体設立届等の受理、収支報告書の受理・公表など○政党助成法に基づく事務　・支部政党交付金使途等報告書の受理など○市区町村選挙管理委員会との連絡調整に関する事務 |
| 労働委員会 | ○労働争議の調整　　委員会における委労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）を通じて、争議の円満な解決の援助を行うこと○不当労働行為の審査　　委員会における調査・審問を通じて、不当労働行為の事実の存否について審査し、命令（決定）という形で判断を行うこと○個別労使紛争のあっせん○労働組合の資格審査に関すること○上記のほか、公益事業の争議行為の予告通知に関することなど、労働組合法、労働関係調整法に定められた事項○定例会議（総会）、公益委員会議及び全国労働委員会連絡協議会等への出席 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 主　な　業　務　内　容 |
| 海区漁業調整委員会 | ○委員会等の会議において、漁業法等に基づき知事から諮問される海面における漁業権免許、漁業調整規則等の改廃等及び水産動植物の採捕に関し、紛争の防止等のため実態を調査し、漁具の大きさの制限など必要な委員会指示などについて審議や答申等を行う。○委員会等の会議以外の活動　・漁業法等に基づき、知事から諮問される事項に関し、海面における紛争の防止等のため実態を調査する事務　・決定事項等（指示等）が遵守されているかどうかを確認するために行う現地での調査業務　・海の総合的利用、安全操業などに係わる現地調査業務　・委員会の運営に関する協議や調整業務　・決定事項等（指示等）の妥当性について現地に出向き、直接漁業者から意見聴取する業務　・諮問事項等（大阪府漁業調整規則改正等）について、直接漁業者の意見聴取や事前検討、関係者へ報告する業務　・漁業調整のための相談受けや意見聴取、要望・苦情受けの業務 |
| 内水面漁場管理委員会 | ○委員会等の会議において、漁業法等に基づき知事から諮問される内水面における漁業権免許、あゆ等の資源の増殖計画及び水産動植物の採捕に関し紛争の防止等のため、放流の禁止など必要な委員会指示などについて審議や答申等を行う。○委員会等の会議以外の活動　・漁業法等に基づき、知事から諮問される事項に関し、内水面における紛争の防止等のため実態を調査する業務　・決定事項等（指示等）が遵守されているかどうかを確認するために行う現地での調査業務　・内水面の環境実態やあゆ、ます類を積極的に増殖するための現地調査業務　・委員会の運営に関する協議や調整業務　・決定事項等（指示等）の妥当性について現地に出向き、直接漁業者や遊漁者から意見聴取する業務　・諮問事項等（大阪府漁業調整規則改正等）について、直接漁業者及び遊漁者の意見聴取や事前検討、関係者へ報告する業務　・漁業調整のための相談受けや意見聴取、要望・苦情受けの業務 |

## （３）行政委員の報酬について

支給根拠…地方自治法第２０３条の２第２項

○地方自治法

　第２０３条の２　　普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

２　前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

３　第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

４　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## （４）行政委員の報酬額一覧



# ５．教育長の給与

## （１）主要府県の教育長の給料等の比較



## （２）主要府県の教育長の退職手当の比較



# ６．その他資料

## （１）一般職の給与改定率等の推移



## （２）特別職、一般職の給与抑制措置状況



## （３）年平均消費者物価指数（平成23年からの変動）



# ７．関係例規

## ○大阪府附属機関条例（抜粋）

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

〔附属機関に関する条例〕をここに公布する。

大阪府附属機関条例

（昭六〇条例一三・改称）

（趣旨）

第一条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（平二四条例一二・追加）

（設置）

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

２　（略）

（平二四条例一二九・全改）

（報酬）

第三条　委員等の報酬の額は、日額九千六百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

３　委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（平二四条例一二・追加）

（費用弁償）

第四条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

３　前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（平二四条例一二・追加）

（支給方法）

第五条　委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（平二四条例一二・追加）

（委任）

第六条　この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

（昭五七条例一二・一部改正、平二四条例一二・旧第二条繰下・一部改正）

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）

１　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

（平二四条例一二九・追加、平二五条例四・平二五条例九・平二五条例一〇・平二五条例一八・平二五条例九五・平二五条例一〇二・平二五条例一〇七・平二五条例一一三・平二六条例一八・平二六条例二一・平二六条例一二三・平二六条例一四六・平二六条例一七四・平二七条例八・一部改正）

一　知事の附属機関

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| 大阪府特別職報酬等審議会 | 府議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額についての調査審議に関する事務 |

## ○大阪府特別職報酬等審議会規則

昭和四十三年一月二十七日

大阪府規則第三号

大阪府特別職報酬等審議会規則をここに公布する。

大阪府特別職報酬等審議会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭六〇規則一一・平二四規則三五・一部改正）

（職務）

第二条　審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第一号に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

（平二四規則三五・平二四規則一三七・一部改正）

（組織）

第三条　審議会は、委員十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者、府の区域内の公共的団体等の代表者及び府民のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭四九規則七六・昭五六規則一七・昭六三規則一一・平二四規則一三七・一部改正）

（会長）

第四条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（平二四規則三五・旧第四条繰下、平二四規則一三七・旧第五条繰上・一部改正）

（会議）

第五条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平二四規則三五・旧第五条繰下、平二四規則一三七・旧第六条繰上・一部改正）

（報酬）

第六条　委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

（昭四三規則三一・昭四七規則九二・昭五一規則一七・昭五二規則四二・昭五四規則五九・昭五六規則一七・昭六〇規則一一・昭六三規則一一・平三規則四七・平四規則一一・一部改正、平二四規則三五・旧第六条繰下・一部改正、平二四規則一三七・旧第七条繰上）

（費用弁償）

第七条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（昭六〇規則一一・昭六〇規則七三・平三規則四七・平一一規則一一・平一八規則一七・平二〇規則六九・一部改正、平二四規則三五・旧第七条繰下・一部改正、平二四規則一三七・旧第八条繰上）

（庶務）

第八条　審議会の庶務は、総務部において行う。

（昭五三規則二一・昭六〇規則一一・一部改正、平二四規則一三七・旧第九条繰上）

（委任）

第九条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（平二四規則一三七・旧第十条繰上）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日　大阪府知事決定

平成24年11月1日　一部改定

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第３３条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

１．目　的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

２．対　象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

３．会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1)　会議において大阪府情報公開条例第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2)　会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

４．公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

５．公開の方法等

(1)　審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとする。

なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

(2)　審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

６．会議開催の周知

(1)公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。

(2)　会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

７．その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。

## ○傍聴要領

（傍聴手続）

１　会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、関係の係員に住所及び氏名を申し出て、審議会の会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い、会場に入場してください。

２　傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

（傍聴者の遵守事項）

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

１　公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。

２　会長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音しないこと。

３　その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

（会場の秩序維持）

傍聴者が、前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。

## ○知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例

昭和二十二年八月二十七日

大阪府条例第十八号

本府議会の議決を経て〔知事、副知事、出納長及び副出納長の給料及び旅費条例〕を、次のように定める。

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例

（昭三二条例三六・昭三三条例三三・平一九条例三・改称）

（趣旨）

第一条　知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法等は、この条例の定めるところによる。

（昭三二条例三六・昭三三条例三三・昭六〇条例七・平一九条例三・一部改正）

（給料）

第二条　知事等の給料の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 給料の額（月額） |
| 知事 | 　　　　一、三一〇、〇〇〇 |
| 副知事 | 一、〇三〇、〇〇〇 |

（昭六〇条例七・全改、昭六三条例四・平四条例四・平一九条例三・平二四条例一一・一部改正）

（手当）

第三条　知事等には、給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（昭五五条例三五・追加、昭六〇条例七・平三条例四一・平一七条例一四・一部改正）

第四条　知事等の通勤手当の額は、府の一般職の職員の例による。

（昭五五条例三五・追加、昭六〇条例七・平三条例四一・平一七条例一四・一部改正）

第五条　知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百八十五、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

２　前項に規定する在職期間の計算は、府の一般職の職員の例による。

（昭二三条例七二・追加、昭二四条例八九の二・昭三二条例三六・昭三三条例三三・昭四三条例二・昭四七条例五二・昭四九条例五五・昭五二条例三・昭五三条例五一・一部改正、昭五五条例三五・旧第二条の二繰下・一部改正、昭六〇条例七・平元条例三四・平二条例三三・平三条例四一・平五条例三七・平六条例四八・平一〇条例八・平一〇条例四八・平一一条例五二・平一二条例一五七・平一三条例八九・平一四条例一〇七・平一五条例九六・平一七条例一四・平一九条例三・平二一条例一〇二・平二一条例一〇三・平二二条例九五・一部改正）

第六条　知事等の退職手当の額は、退職した日における知事又は副知事の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 割合 |
| 知事 | 百分の二十 |
| 副知事 | 百分の二十 |

２　前項に規定する在職月数は、暦に従って計算し、一月に満たないときは一月とし、一月以上の場合であって、二十七日に満たない端数を生じたときはこれを切り捨て、二十七日以上で、かつ、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。

３　第一項に規定する退職手当の支給は、知事又は副知事の任期ごとに行う。

（昭五五条例三五・追加、昭六〇条例七・平一一条例三七・平一三条例一一・平一五条例九六・平一九条例三・平二四条例一一・一部改正）

（旅費）

第七条　知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（宿泊料、着後手当、支度料及び日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。

２　職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の規定中宿泊料並びに管内及び管内以外の同一地域における旅行の場合の旅費（宿泊料を除く。）に関する規定は、知事等の旅費について準用する。この場合において、同条例別表第一第一号の表中「八、七〇〇円」とあるのは「一三、二〇〇円」と、「七、六〇〇円」とあるのは「一一、六〇〇円」と、同条例別表第二第一号の表中「

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 八、三〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 五、六〇〇円 | 五、一〇〇円 | 二五、七〇〇円 | 二一、五〇〇円 | 一七、二〇〇円 | 一五、五〇〇円 | 一七、四〇〇円 | 一四、五〇〇円 | 一一、六〇〇円 | 一〇、四〇〇円 | 七、七〇〇円 |
| 六、二〇〇円 | 五、二〇〇円 | 四、二〇〇円 | 三、八〇〇円 | 一九、三〇〇円 | 一六、一〇〇円 | 一二、九〇〇円 | 一一、六〇〇円 | 一三、一〇〇円 | 一〇、九〇〇円 | 八、七〇〇円 | 七、八〇〇円 | 五、八〇〇円 |

」とあるのは「

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 九、四〇〇円 | 七、九〇〇円 | 六、三〇〇円 | 五、七〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二四、二〇〇円 | 一九、四〇〇円 | 一七、四〇〇円 | 一九、六〇〇円 | 一六、三〇〇円 | 一三、一〇〇円 | 一一、七〇〇円 | 八、〇〇〇円 |

」と読み替えるものとする。

（昭三二条例三六・全改、昭五五条例三五・旧第三条繰下、昭六〇条例七・平二〇条例五五・一部改正）

（支給方法等）

第八条　知事等の給料の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、府の一般職の職員の例による。

２　知事等の手当及び旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、府の一般職の職員の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）第十八条の規定は、適用しない。

（昭六〇条例七・全改、平九条例四四・平一一条例八・平二二条例五〇・一部改正）

附　則

１　この条例は、昭和二十二年五月三日から、これを適用する。

（昭四九条例二九・一部改正）

２　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する職員（以下「国家公務員」という。）であった者であって引き続き副知事となったもの、又は国家公務員であった者であって引き続き職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。）第一条に規定する職員となったものであって引き続き副知事となったものに係る法又は退職手当条例に基く退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間は、その者の副知事としての勤続期間に通算する。

（平一一条例三七・全改）

３　前項に規定する者が引き続き国家公務員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。

（昭五五条例三五・追加、昭六二条例二・平一一条例三七・一部改正）

４　附則第二項に規定する者の退職手当については、第六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、その額は次に掲げる額の合計額とし、その支給方法は府の一般職の職員の例による。

一　退職の日における給料の月額にその者の副知事としての在職月数を乗じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

二　退職の日における給料の月額及び法又は退職手当条例に基づく退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間を基礎として、退職手当条例第五条並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号）附則第三項及び第五項の規定の例により計算して得た額

（昭五五条例三五・追加、平一一条例三七・平一四条例一〇七・平二四条例一一・一部改正）

５　当分の間、知事等の退職手当の額は、第六条第一項及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

（平二〇条例五五・追加、平二四条例一一・一部改正）

６　平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二百十」とあるのは、「百分の百九十五」とする。

（平二一条例七三・追加、平二一条例一〇三・一部改正）

附　則（昭和二三年条例第七二号）

この条例は、公布の日からこれを施行する。但し、給料及び手当については、昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

（施行期日）

１　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

## ○知事等の給料等の特例に関する条例

平成二十七年三月二十三日

大阪府条例第三号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例を公布する。

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例

（知事及び副知事の給料及び期末手当の特例）

第一条　知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあってはその百分の三十、副知事にあってはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

２　条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）に係る知事及び副知事の期末手当の額は、それぞれその基準日に係る同項に定める期末手当の額から、知事にあってはその百分の三十、副知事にあってはその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。

（監査委員の給料及び期末手当の特例）

第二条　大阪府監査委員の給料の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号）第七条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

２　大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例第八条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

（人事委員会の委員の給料及び期末手当の特例）

第三条　大阪府人事委員会の委員の給料の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例（昭和二十六年大阪府条例第二十三号）第三条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

２　大阪府人事委員会の委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例第四条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

（教育長の給料及び期末手当の特例）

第四条　大阪府教育委員会の教育長の給料の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第百二十五号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

２　大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

## ○大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例

昭和二十三年十二月二十七日

大阪府条例第百二十五号

本府会の議決を経て、〔大阪府教育委員会の教育長の給料及び旅費条例〕を、次のように定める。

大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例

（昭三四条例三七・昭六〇条例七・改称）

（趣旨）

第一条　大阪府教育委員会の教育長（以下教育長という。）の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法等並びに勤務時間等は、この条例の定めるところによる。

（昭三一条例三〇・昭三四条例三七・昭六〇条例七・一部改正）

（給料）

第二条　教育長の給料の額は、月額八十四万円とする。

（昭二六条例一一・昭二七条例一・昭二八条例二・昭二九条例一・昭三二条例三六・昭三四条例三七・昭三五条例三八・昭三九条例二・昭四三条例二・昭四七条例五二・昭五〇条例二九・昭五二条例二九・昭五四条例二六・昭五六条例六・昭六〇条例七・昭六三条例四・平四条例四・平一七条例一四・平二四条例一一・一部改正）

（手当）

第三条　教育長には、給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

２　前項の通勤手当の額は、知事の事務部局の職員の例により、同項の期末手当の額は、知事の例による。

３　知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）第六条の規定は、教育長の退職手当について準用する。

（昭三二条例三六・昭三四条例三七・昭四三条例二・昭四七条例五二・昭五六条例六・昭六〇条例七・平三条例四一・平一三条例四八・平一七条例一四・平一九条例三・平二四条例一一・一部改正）

（旅費）

第四条　教育長の旅費の額は、知事の例による。

（昭二七条例一四・全改、昭六〇条例七・平二〇条例五五・一部改正）

（支給方法等）

第五条　教育長の給料の支給方法は知事の事務部局の職員の例による。

２　教育長の手当及び旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、知事の事務部局の職員の例による。

（昭三四条例三七・昭六〇条例七・平九条例四四・平一一条例八・一部改正）

（勤務時間等）

第六条　教育長の勤務時間等の勤務条件は、知事の事務部局の職員の例による。

（昭六〇条例七・追加）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和二十三年十一月一日から適用する。

（平二〇条例五五・旧附則・一部改正）

（退職手当の特例）

２　当分の間、教育長の退職手当の額は、第三条第三項の規定により計算した額に百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

（平二〇条例五五・追加、平二四条例一一・一部改正）

（施行期日）

１　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

# ８．前回参考資料

## （１）答申等の概要（平成23年8月29日）

［答申］

○大阪府議会議員の議員報酬の額 ［月額］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 答申額 | 現　　行 |
| 条例本則の額 | 特例減額後の額 |
| 議長 | 1,030,000円 | 1,170,000円 | 819,000円 |
| 副議長 | 890,000円 | 1,030,000円 | 721,000円 |
| 議員 | 750,000円 | 　930,000円 | 651,000円 |

（報酬額の考え方：議員）

・　民間企業の役員以外の上位の従業員（支店長）の月例給与がおおむね74～75万円程度。

・　国民世帯所得の上位５～１０％層の年収1,200～1,300万円の中間値1,250万円を月額に割り戻すと約75万円。

・　前回改定時から平成22年度までの本庁部長の改定率（△10％）を参考に適用することとあわせ、知事の調整手当廃止（給料の10％相当額［平成17年度廃止］）分を考慮すると約76万円。

（報酬額の考え方：議長、副議長）

・　議長はその地位や常勤職員に近い執務の状況から、少なくとも副知事の給料と同等以上が適当。

・　副議長は議長と議員の中間値。

○知事等の給料の額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ［月額］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 答申額 | 現　　行 |
| 条例本則の額 | 特例減額後の額 |
| 知事 | 1,310,000円 | 1,450,000円 | 1,015,000円 |
| 副知事 | 1,030,000円 | 1,140,000円 | 912,000円 |

（給料額の考え方）

・　前回改定時から平成22年度までの本庁部長の改定率（△10％）を参考に適用。

※　なお、答申にあわせて議員報酬及び知事等の給料については、大阪府の財政状況等を鑑み、期末手当を中心とした特例的な減額(減額幅や期間等)について真摯に検討されるよう提言。

［意見具申］

　○行政委員の報酬のあり方及びあるべき水準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 答申額 | 現　　行 |
| 条例本則の額 | 特例減額後の額 |
| 委員長 | 日額　38,000円 | 月額　425,000円～月額 　36,000円　 | 月額　340,000円～月額 　28,800円　 |
| 委員 | 日額　32,000円 |

　　（報酬額の考え方）

　　　・　常勤の行政委員の給料月額を月あたりの平均勤務日数（21日）で除した金額を委員の日額とし、委員長は委員の２割増とする。

　　　・　これまでの報酬月額との均衡から、月あたり８日勤務の場合に支給される金額を月あたりの上限とする。

○委員一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いがき　たかこ井垣　貴子　 | 関西経済同友会　幹事（株式会社　健康都市デザイン研究所代表取締役） |  |
| いけだ　たつお池田　辰夫 | 大阪大学大学院高等司法研究科　教授 | 会長 |
| おおくぼ　いくこ大久保　育子 | 消費生活専門相談員 |  |
| おかもと　ならお岡本　楢雄 | 大阪府中小企業団体中央会会長（合資会社　駿河屋代表社員） |  |
| たての　じゅんぞう立野　純三 | 大阪商工会議所　常議員（株式会社ユニオン代表取締役社長） |  |
| なかむら　あやこ中村　文子 | 公認会計士 |  |
| はしもと　としき橋本　寿樹 | 情報産業労働組合連合会大阪地区協議会議長 |  |
| わたなべ　のりやす渡部　記安 | 立正大学大学院社会福祉学研究科　教授 | 会長代理 |

○審議経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 主な審議内容 |
| 第１回 | H23. 1.25 | ・諮問 |
| 第２回 | H23. 3.17 | ・府議会議員の活動実績等について審議 |
| 第３回 | H23. 4.14 | ・大阪府の財政状況について審議 |
| 第４回 | H23. 5.19 | ・行政委員及び行政委員会事務局からのヒアリング① |
| 第５回 | H23. 6. 2 | ・行政委員及び行政委員会事務局からのヒアリング② |
| 第６回 | H23. 6.30 | ・府議会各会派代表者との意見交換 |
| 第７回 | H23. 7. 8 | ・知事、副知事の業務について副知事等からヒアリング |
| 第８回 | H23. 7.28 | ・答申の方向性について審議 |
| 第９回 | H23. 8. 4 | ・特別職の報酬等の改定案について審議 |
| 第10回 | H23. 8.18 | ・答申案について審議 |

※　「知事等の退職手当のあり方及びあるべき水準」、「今後の特別職の報酬等の決定の仕組み（審議会委員の選定方法を含む。）」については、引き続き審議を行う。

## （２）意見具申等の概要（平成23年12月14日）

［意見具申］

○知事等の退職手当の水準

知事等の退職手当の計算方法：退任時の給料月額×在職月数×支給割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見具申の内容 | 現　　行 |
| 条例本則の額 | 特例減額後の額 |
| 支給割合 | 支給額 | 支給割合 | 支給額 | 減額率 | 支給額 |
| 知事 | 当分の間、100分の10（条例本則は100分の20） | 6,288,000円 | 100分の60 | 41,760,000円 | － | 41,760,000円 |
| 副知事 | 当分の間、100分の10（条例本則は100分の20） | 4,944,000円 | 100分の45 | 24,624,000円 | 20％ | 19,699,200円 |

※　支給額は、１期４年（48月）在任した場合の金額。

※　計算の基本となる給料月額：意見具申の内容（知事１３１万円、副知事１０３万円）、現行（知事１４５万円、副知事１１４万円）

（退職手当額の考え方）

・　任期のある国家公務員である最高裁判所裁判官の支給割合に準じ、条例上の支給割合を１００分の２０とすることが適当。

・　変革に立ち向わなければならない大阪のリーダーとして民間役員の退職慰労金（14.8/100～17.7/100）を上回るのは相当でなく、他方、退職手当は生活保障的なものではなく在任中の勤務に対する報償的な性格を有していること、また、前知事が５０％の特例減額を行っていたことなどを総合的に勘案すると、当分の間、知事及び副知事の退職手当の支給割合については、さらに５０％カットの水準となるよう提言。

［各委員意見］

○今後の特別職の報酬等の決定の仕組み（審議会委員の選定方法を含む）について

知事が選任した委員が知事給料を審議する現行方式に問題がないか、また、その他考えられる方法について意見交換した結果、次のような意見があった。

・　知事が委員候補者を選任した後、府議会に報告し了解を得て、知事が委嘱した委員で審議を行う。

・　現行制度においても、答申に基づき作成された条例案については府議会による審査、議決がなされ、府議会としてのチェック機能はあるため問題はない。

○委員一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いがき　たかこ井垣　貴子　 | 関西経済同友会　幹事（株式会社　健康都市デザイン研究所代表取締役） |  |
| いけだ　たつお池田　辰夫 | 大阪大学大学院高等司法研究科　教授 | 会長 |
| おおくぼ　いくこ大久保　育子 | 消費生活専門相談員 |  |
| おかもと　ならお岡本　楢雄 | 大阪府中小企業団体中央会会長（合資会社　駿河屋代表社員） |  |
| たての　じゅんぞう立野　純三 | 大阪商工会議所　常議員（株式会社ユニオン代表取締役社長） |  |
| なかむら　あやこ中村　文子 | 公認会計士 |  |
| はしもと　としき橋本　寿樹 | 情報産業労働組合連合会大阪地区協議会議長 |  |
| わたなべ　のりやす渡部　記安 | 立正大学大学院社会福祉学研究科　教授 | 会長代理 |

○審議経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 主な審議内容 |
| 第11回 | H23.10.27 | ・知事等の退職手当のあり方及び水準について審議 |
| 第12回 | H23.11.18 | ・今後の特別職の報酬等の決定の仕組みについて審議 |
| 第13回 | H23.12. 2 | ・意見具申（案）について審議 |